

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

(参考資料：羽曳野市地域防災計画

<https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/shichou/kikikanrishitsu/keikaku/12143.html>)

(参考資料：羽曳野市防災ハザードマップ

<https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/shichou/kikikanrishitsu/bousai/12106.html>)

【地震】

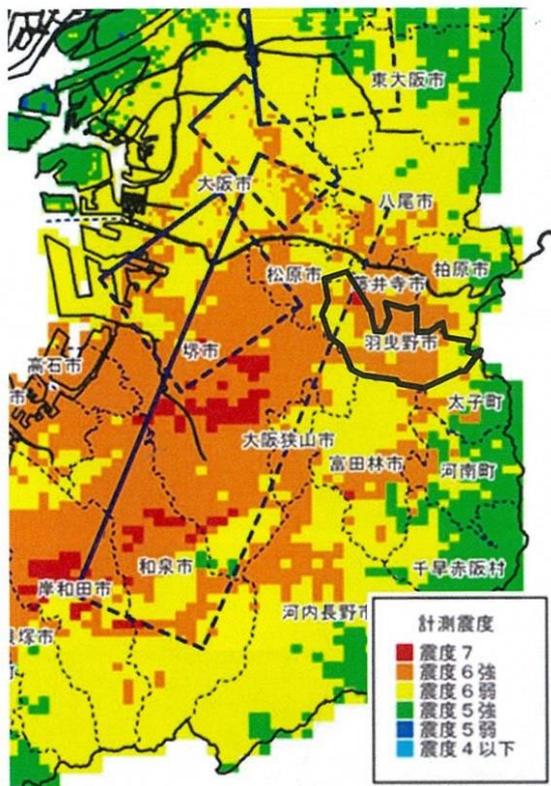
大阪府で検討された地震被害想定のうち、羽曳野市に大きく影響を与えると考えられるのは、南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震B、生駒断層帯地震、中央構造線断層帯地震、東南海・南海地震の5つである。

このうち、市域に最大の被害をもたらすとされているのが、上町断層帯地震Bの直下型地震で、市全域が震度5強～7と予測される。

(参考資料：大阪府地震被害想定(平成19年3月)

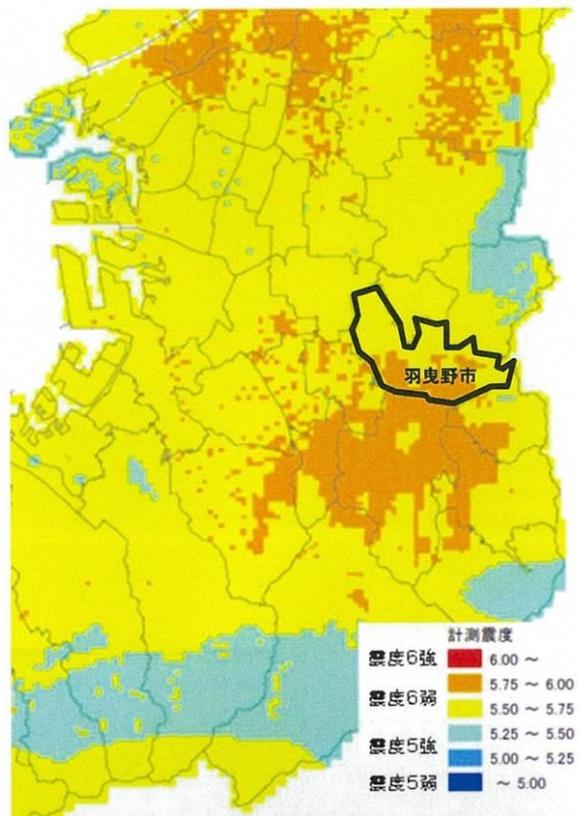
http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/chokkagata_soutei.html)

上町断層帯地震Bによる震度分布図



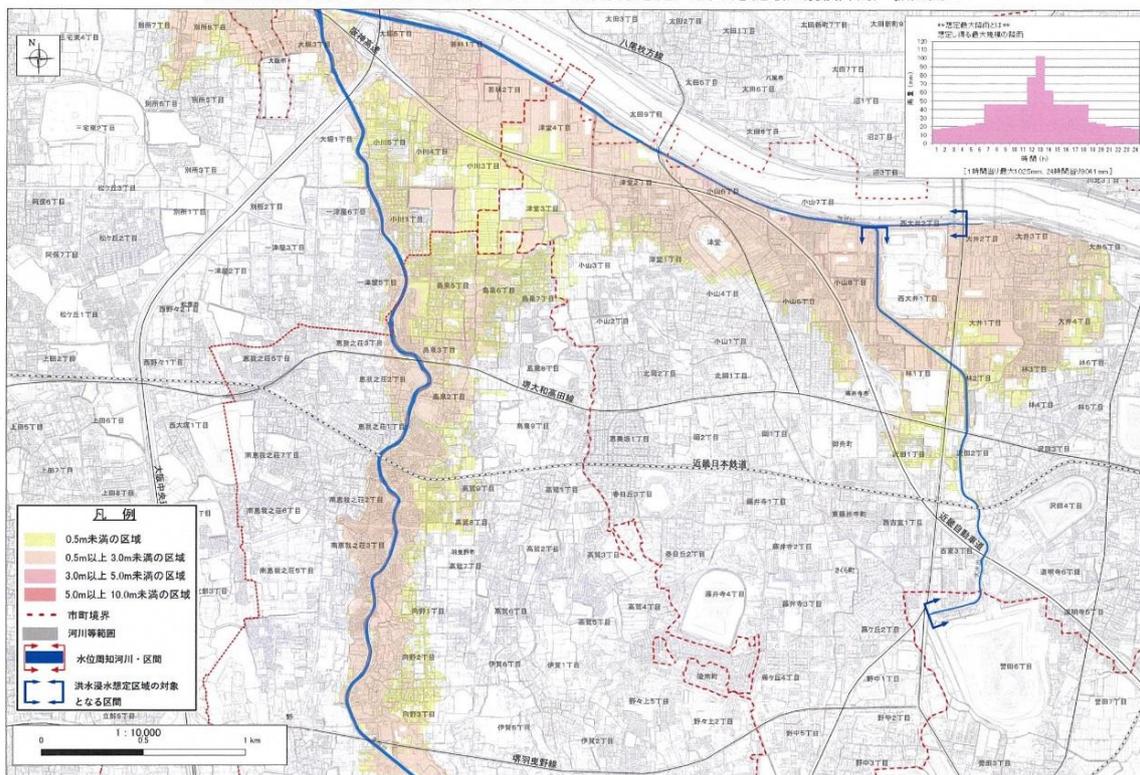
出典：大規模地震による被害想定(平成18年度実施分)
—大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)

南海トラフ巨大地震による震度分布図

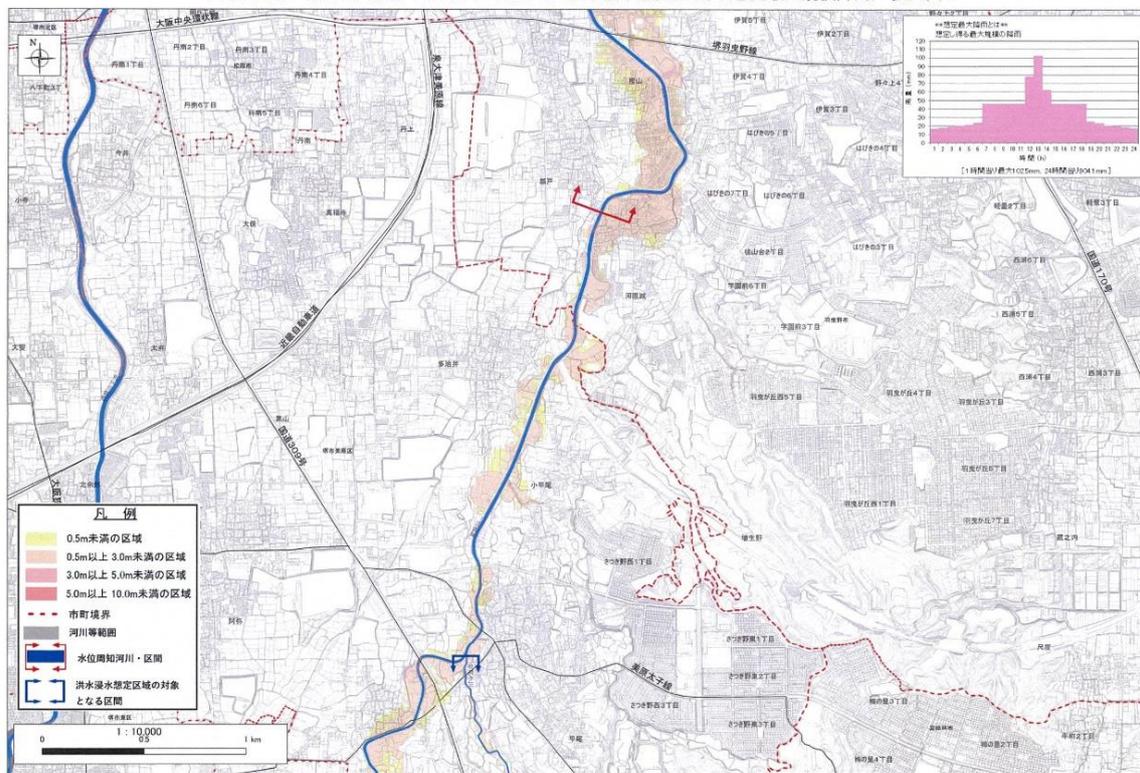


出典：大規模地震による被害想定(平成25年度実施分)
—南海トラフ巨大地震の被害想定

大和川水系 東除川・落堀川・大水川・平尾小川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨) 拡大図 2

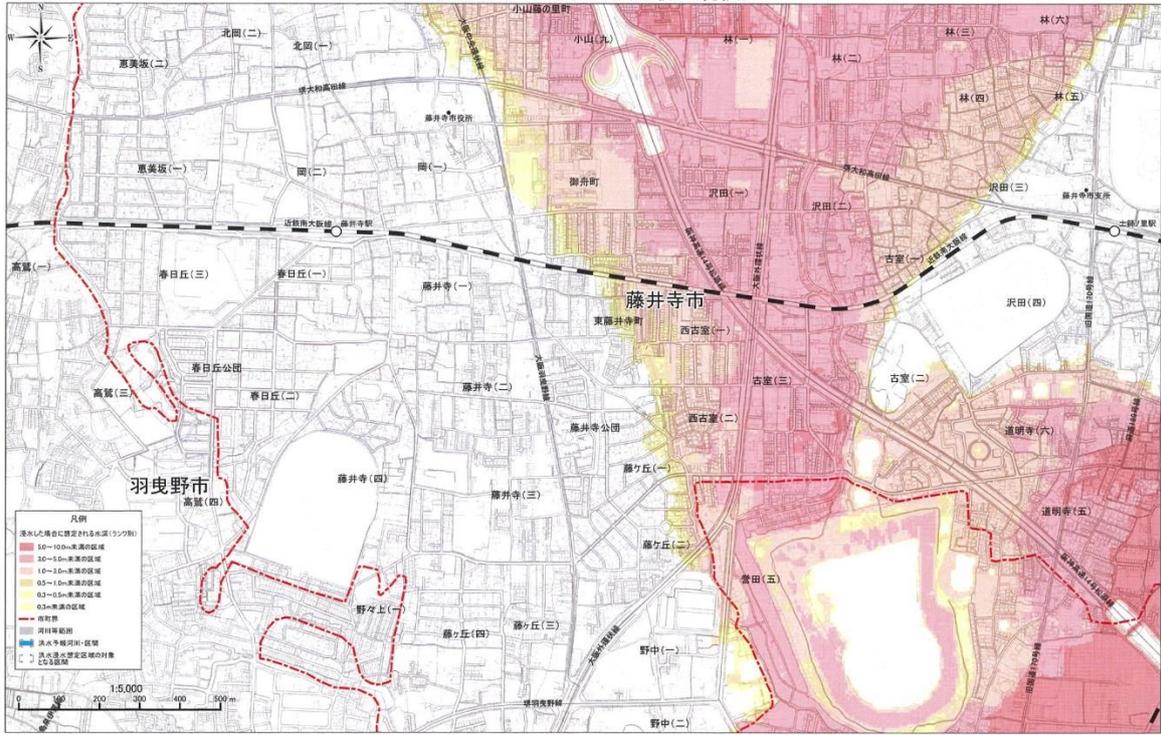


大和川水系 東除川・落堀川・大水川・平尾小川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨) 拡大図 3

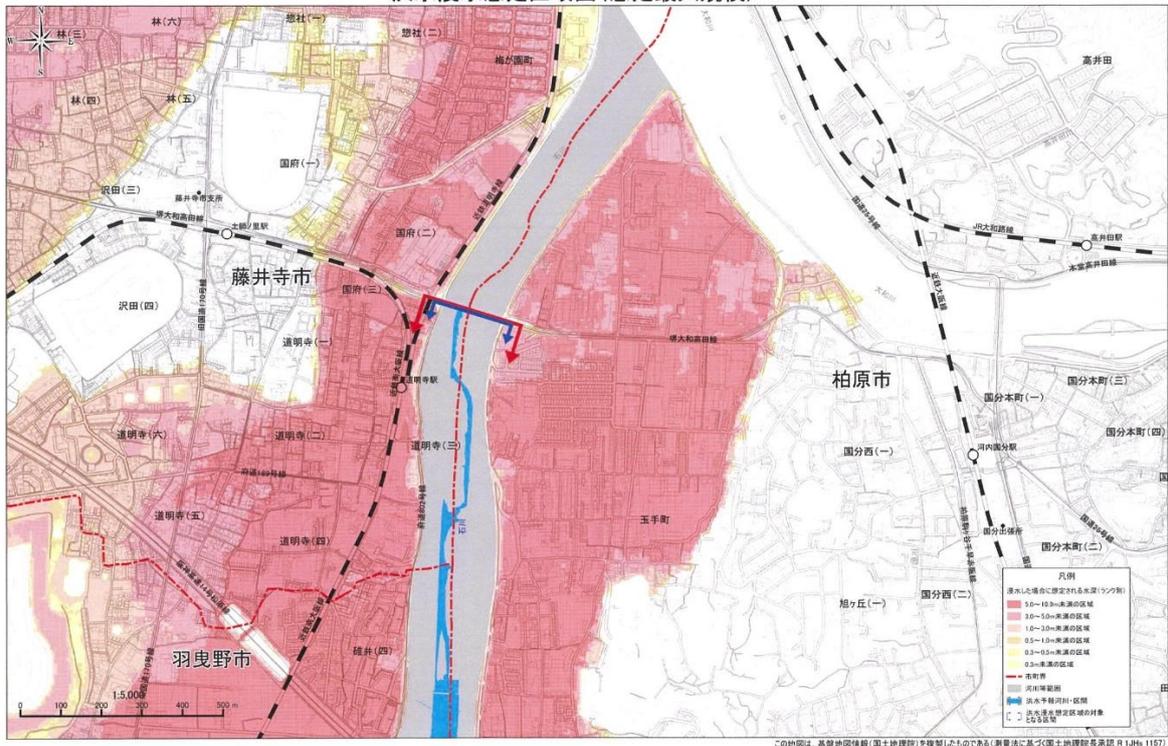


【大和川水系石川洪水浸水想定区域図】

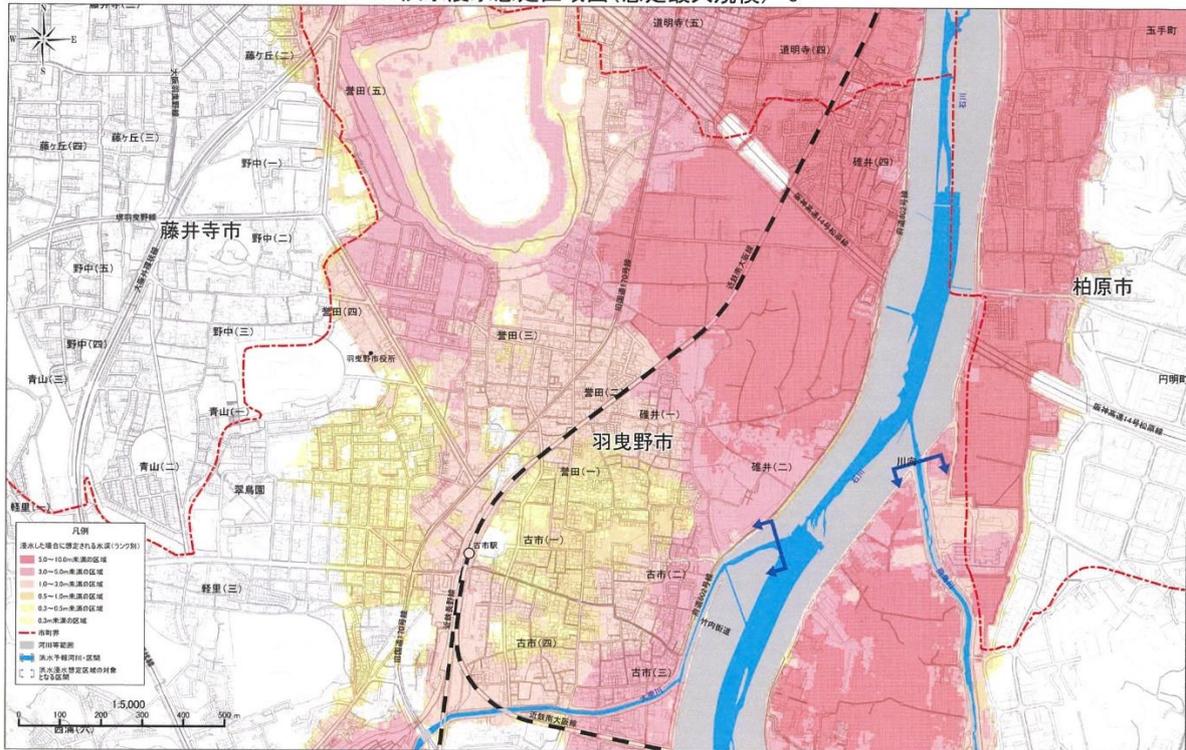
大和川水系 石川・飛鳥川・大乘川・梅川・太井川・千早川・水越川・佐備川・宇奈田川・天見川・石見川・加賀田川
洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 4



大和川水系 石川・飛鳥川・大乘川・梅川・太井川・千早川・水越川・佐備川・宇奈田川・天見川・石見川・加賀田川
洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 5

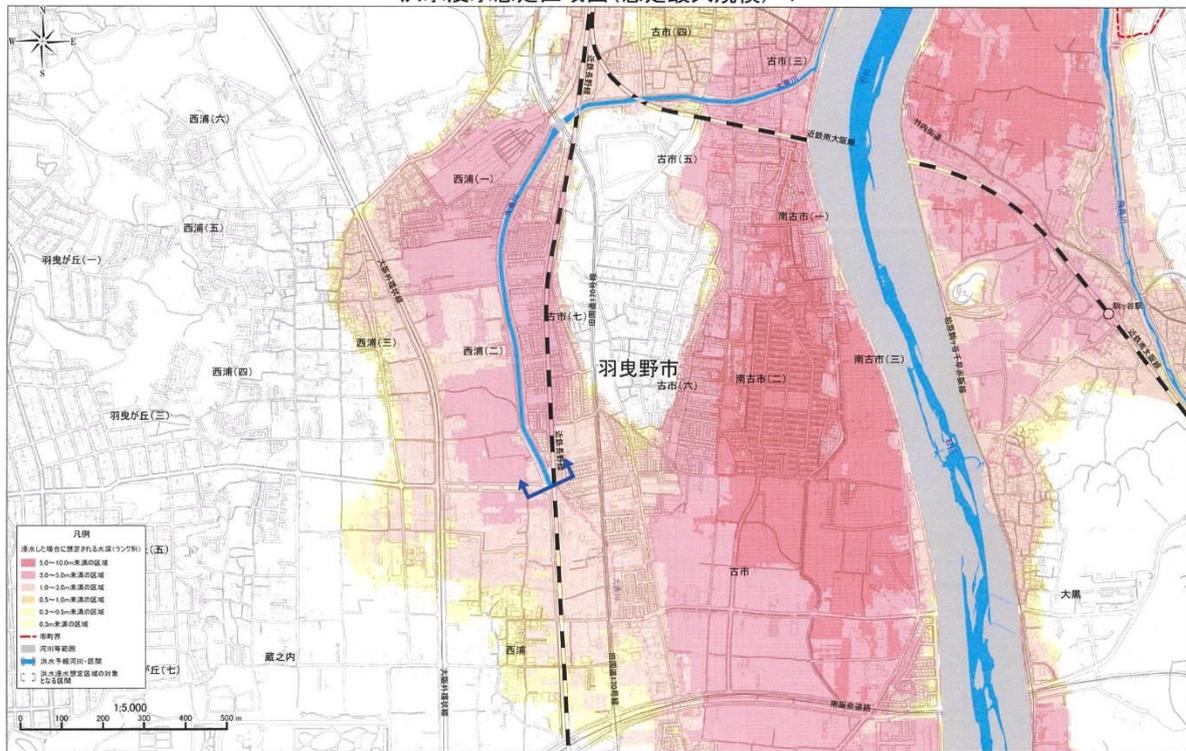


大和川水系 石川・飛鳥川・大乘川・梅川・太井川・千早川・水越川・佐備川・宇奈田川・天見川・石見川・加賀田川
洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 6



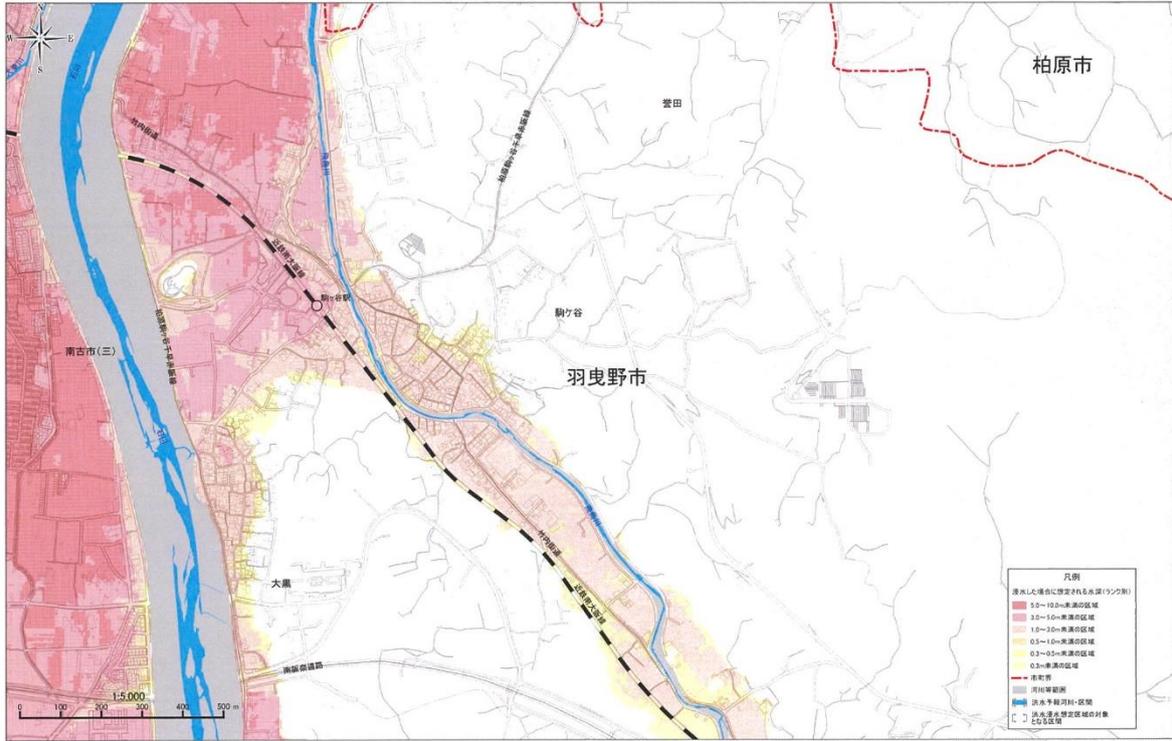
この地図は、基礎地図情報(国土地理院)を複製したものである(測量法に基づく国土地理院長承認 R.1.4h.1157)

大和川水系 石川・飛鳥川・大乘川・梅川・太井川・千早川・水越川・佐備川・宇奈田川・天見川・石見川・加賀田川
洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 7



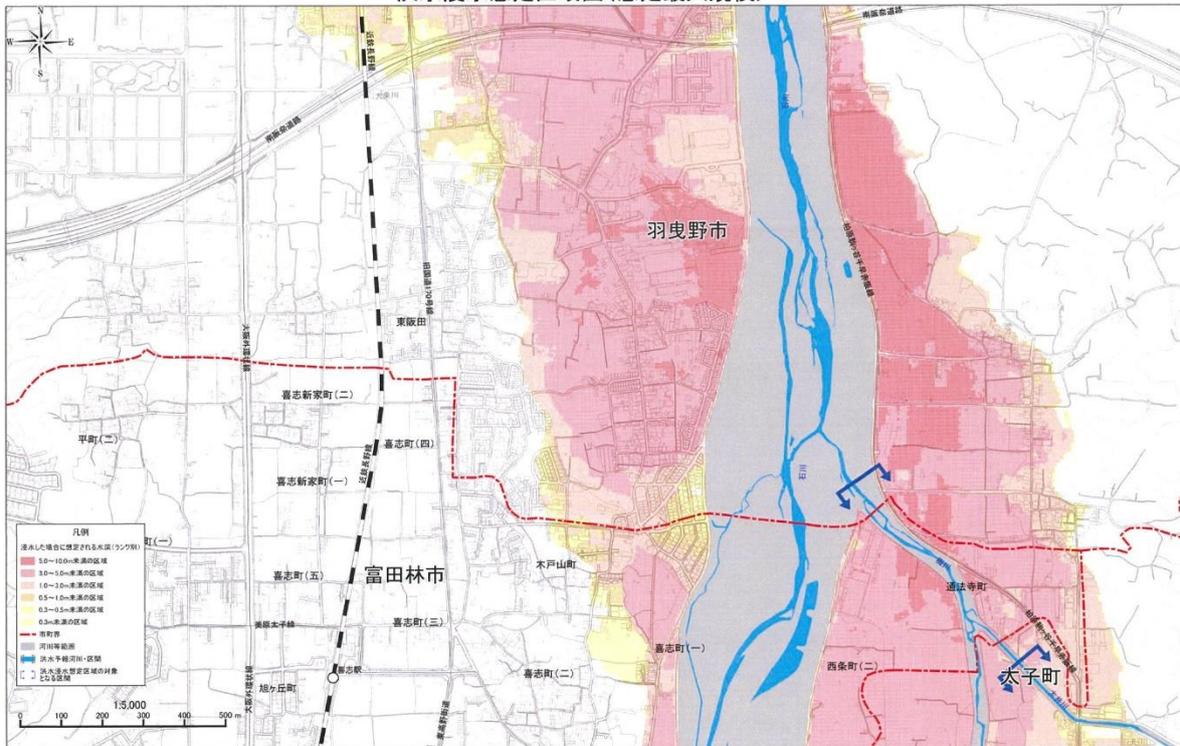
この地図は、基礎地図情報(国土地理院)を複製したものである(測量法に基づく国土地理院長承認 R.1.4h.1157)

大和川水系 石川・飛鳥川・大乗川・梅川・太井川・千早川・水越川・佐備川・宇奈田川・天見川・石見川・加賀田川
洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 8



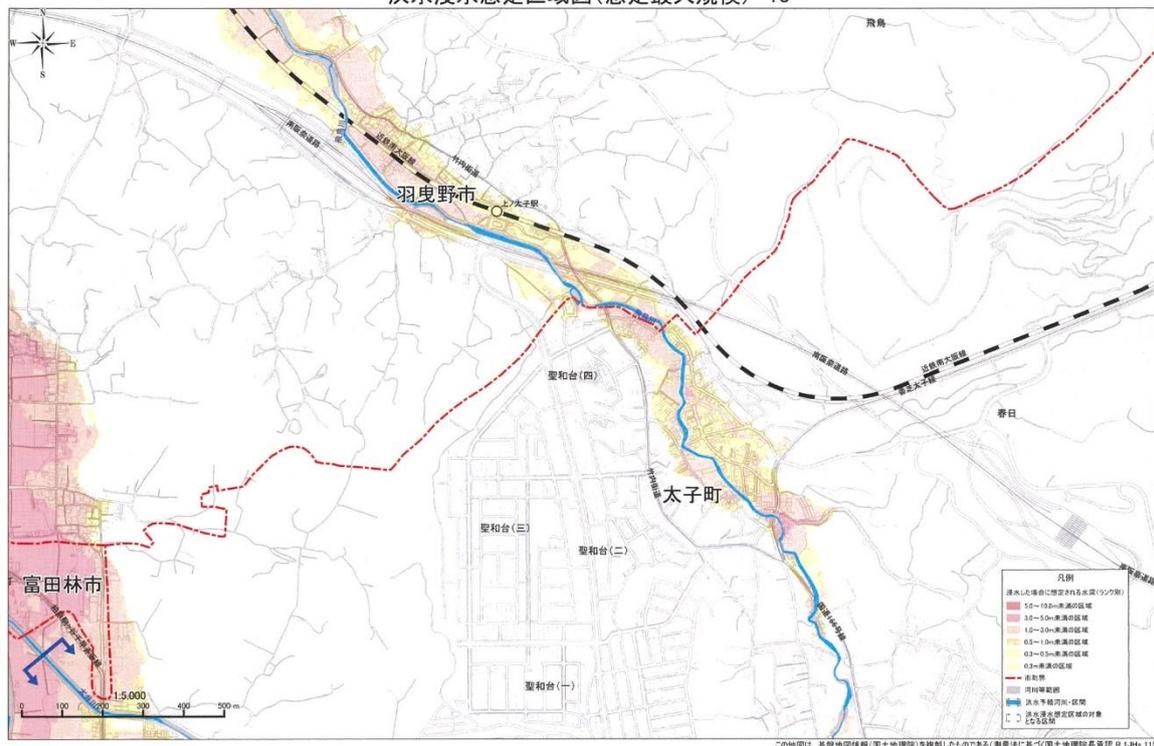
この地図は、基盤地図情報(国土地理院)を複製したものである(測量法に基づく国土地理院長承認 R 1JHc 1157)

大和川水系 石川・飛鳥川・大乗川・梅川・太井川・千早川・水越川・佐備川・宇奈田川・天見川・石見川・加賀田川
洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 9



この地図は、基盤地図情報(国土地理院)を複製したものである(測量法に基づく国土地理院長承認 R 1JHc 1157)

大和川水系 石川・飛鳥川・大乘川・梅川・太井川・千早川・水越川・佐備川・宇奈田川・天見川・石見川・加賀田川
洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 10



【土砂災害】

大阪府の土砂災害防止法に基づく指定状況によると、土砂災害警戒区域が36箇所、土砂災害特別警戒区域が33箇所あり、長期にわたる雨や集中豪雨等によって、飛鳥地区、駒ヶ谷地区、羽曳が丘地区等で土砂災害が生じる恐れがある。

(参考資料：大阪府内の土砂災害防止法の指定状況

<http://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/sitei.html>)

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、羽曳野市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(参考資料：内閣官房(新型インフルエンザ等対策)

<https://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>)

2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 2,756者 (出典:中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点)
- ・ うち中小企業者数 2,755者 (出典:中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点)
- ・ うち小規模事業者数 2,413者 (出典:中小企業庁市区町村別企業数2016年6月時点)

3) これまでの取組

<羽曳野市の取組>

- ・ 羽曳野市地域防災計画の策定、羽曳野市業務継続計画の策定、羽曳野市耐震改修促進計画の策定
- ・ 職員向け防災訓練の実施、地域自主防災訓練への協力
- ・ 防災資機材、避難所における物資の備蓄

<羽曳野市商工会の取組>

- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催
- ・大阪府商工会連合会と連携した事業継続計画（BCP）策定支援
- ・大阪府火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

② 課題

- ・現状では、緊急時の取組にかかる羽曳野市と羽曳野市商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・羽曳野市商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者にも助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する事などが必要である。

③ 目標

◎ 実施期間中における事業者 BCP 策定支援事業者数の目標：延べ8, 000事業者

- 令和4年度：1, 600事業者
- 令和5年度：1, 600事業者
- 令和6年度：1, 600事業者
- 令和7年度：1, 600事業者
- 令和8年度：1, 600事業者

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、羽曳野市と羽曳野市商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

羽曳野市商工会の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

⑤ 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

⑥ 事業継続力強化支援事業の内容

- ・羽曳野市と羽曳野市商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1) 事前の対策

- ・本計画の内容を熟知して、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

b) 小規模事業者に対する事業継続計画（BCP）策定支援

- ・大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供するBCP策定支援事業を通じた策定支援

c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- ・事業所巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者のBCP策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強以上の地震）が発生したと仮定し、羽曳野市と羽曳野市商工会との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

e) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・羽曳野市商工会は、令和5年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・関係団体等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・連携する大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供する事業継続計画（BCP）策定支援事業を通じた策定支援の実施。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

g) フォローアップ

羽曳野市危機管理室防災企画課・羽曳野市産業振興課と羽曳野市商工会とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に1回以上設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を羽曳野市と羽曳野市商工会で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による緊急事態宣言等が出た場合は、羽曳野市における感染症対策本部設置に基づき羽曳野市商工会による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・羽曳野市と羽曳野市商工会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身 まず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

※被害規模の目安は、以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により羽曳野市と羽曳野市商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する。
1週間～	地区内の小規模事業者の被害状況に応じて共有する。

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

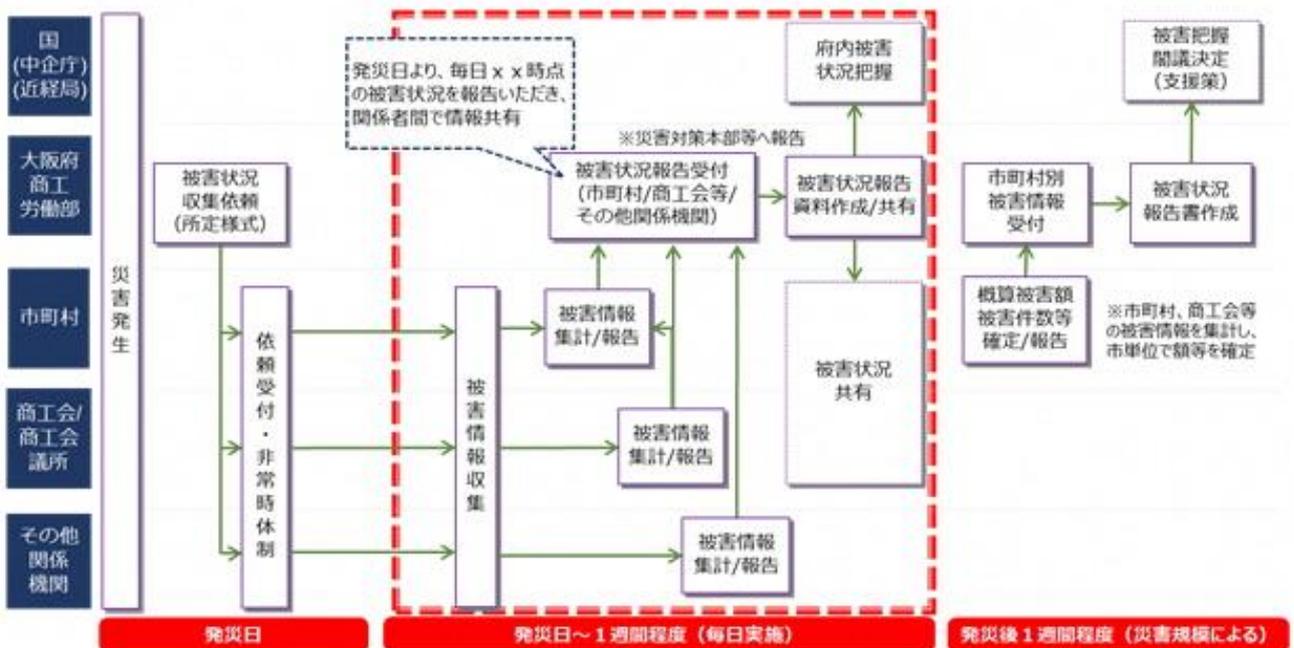
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・羽曳野市と羽曳野市商工会は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・羽曳野市と羽曳野市商工会が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて羽曳野市又は羽曳野市商工会より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて羽曳野市又は羽曳野市商工会より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、羽曳野市と羽曳野市商工会で相談・決定する。(羽曳野市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策 (国や大阪府、羽曳野市等の施策) について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

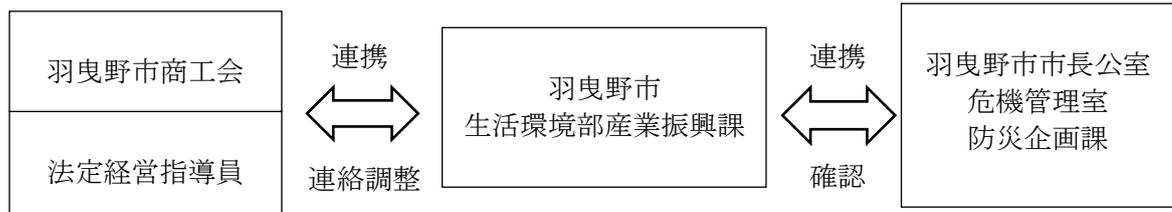
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

- ⑦ 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- ⑧ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 藤田 博仁（連絡先は⑨参照）

- 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- ⑨ 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- 商工会／商工会議所

羽曳野市商工会

〒583-0854 大阪府羽曳野市軽里1丁目1番1号 羽曳野市立生活文化情報センター内

TEL：072-958-2331（直通） / FAX：072-956-1950

E-mail：h8233108@silver.ocn.ne.jp

- 関係市町村

羽曳野市生活環境部 産業振興課

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL：072-947-3726（直通） / FAX：072-950-2055

E-mail：sangyoushinkou@city.habikino.lg.jp

羽曳野市市長公室 危機管理室 防災企画課

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号

TEL：072-958-1111（代表） / FAX：072-957-1371

E-mail：bousaikikaku@city.habikino.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【羽曳野市商工会】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑩必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
会費収入、羽曳野市補助金、大阪府補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【羽曳野市】

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑩必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

⑪調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

イ. 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
大阪府商工会連合会 会長 早川 巖 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋 2 番 5 号マイドームおおさか 6 階 TEL : 06-6947-4340 / FAX : 06-6947-4343 Eメール : shokoren@osaka-sci.or.jp
ロ. 連携して実施する事業の内容
1. BCP 普及啓発及びセミナーの開催 小規模事業者に対して広報媒体による BCP 普及啓発及び、BCP 策定セミナーの開催を通して BCP 策定の重要性を理解できるように周知し、意識の向上を図る。 2. BCP 策定支援事業 自然災害、新型コロナウイルス感染症の BCP 対策について、大阪府の簡易版 BCP ツールを活用した計画策定支援の実施、大阪府商工会連合会の BCP 策定支援の実施、地域ハザードマップ等を含む事業者エリアの詳細な情報をリアルタイムで発信することで、危機管理意識の向上を図る。
ハ. 連携して事業を実施する者の役割
当会・当市が主催する「BCP 策定セミナー」への講師派遣 BCP 策定に関する専門的知識を有し、数多くの小規模事業者への講演実績があり、当会・当市でのセミナーにおいても、BCP に関心のある小規模事業者に策定へのアプローチをかけることが可能となる。また、BCP 策定支援のアドバイスや、適宜、個社支援により発展した支援も可能となる。
二. 連携体制図等
<pre>graph TD; A((大阪府商工会連合会)) -- "セミナー講師派遣 個社支援専門家派遣依頼" --> B((羽曳野市商工会 羽曳野市)); B -- "セミナー講師派遣依頼 個社支援専門家派遣依頼" --> A; A -- "策定アドバイス" --> B; A -- "セミナー講師派遣 個社支援専門家派遣" --> C((小規模事業者)); B -- "セミナー開催 策定支援" --> C;</pre>